

大阪大学と茨木市との連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、「地域に生き世界に伸びる」を基本理念とする大阪大学と「希望と活力に満ちた文化のまち」を基本理念とする茨木市が、文化、教育・研究、環境、産業、国際交流及び協働によるまちづくりやライフサイエンス等のさまざまな分野において、積極的に連携を行い相互に協力することにより、それぞれの活動の充実を図るとともに、地域の発展に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 大阪大学及び茨木市（以下「両者」という。）は、前条に定める目的実現のために、次の事項について連携協力する。

- (1) 両者の人的・知的資源の交流に関する事項
- (2) 両者の共同による調査研究及び事業の実施に関する事項
- (3) 両者の主催事業に対する相互の支援に関する事項
- (4) その他両者が協議して必要と認める事項

(連絡調整窓口)

第3条 前条に定める事項を円滑かつ効果的に進めるために、両者に連絡調整の窓口を設置する。

(経費)

第4条 第2条に定める連携協力事項の実施に要する経費は、原則として両者が各々応分に負担する。

(協定期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、両者のいずれからも書面をもって改廃の申し入れがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

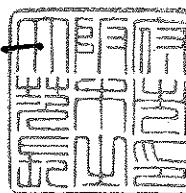
第6条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、両者が別途協議して定めるものとする。

本協定の締結の証として本協定書を2通作成し、署名捺印の上、各々1通を所持する。

平成19年（2007年）5月14日

茨木市長

野村宣一



大阪大学総長

宮原秀夫

